

令和 6 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)

ユートピアくびき希望館 2階 第 3 会議室

令和6年度第11回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年2月28日(金)午後3時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	横田	平野	上原
長野	穂苅		

2 欠席委員

(1) 農業委員

飯塚

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 清水 野村 委員

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

15番 牧繪 23番 佐藤

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数11人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数14人、欠席推進委員数3人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号15番 牧繪 委員 議席番号23番 佐藤 委員</p> <p>の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の牧繪 委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>それでは、議案に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号24番から140番までの117件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>解約後の利用形態の内訳といたしまして、他者へ貸付・貸付予定が20件、休耕が4件、他者へ売却・売却予定が10件、農地転用が2件、中間管理機構に貸付が16件、経営基盤強化促進法相対新規契約が8件、経営基盤強化促進法相対の再契約が57件となっております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の117件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から11番の11件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは21頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第2号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」5件、「駐車場」2件、「敷地拡張」1件、「一般個人住宅及び駐車場」1件、「共同住宅」1件、「宅地造成」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の11件を承認します。</p>
	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3番と4番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは24頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>議案第1号は、農地の権利移動の許可についてです。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号3番は、自身が所有する農地について、この度新規に設立した自身が代表を務める農業法人に売却するものであります。</p> <p>前身の法人においても精力的に農業経営に携わっており、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号4番であります。</p>

	<p>こちらは、譲渡人の高齢化に伴う労力不足により、農業経営に参画したいとする譲受人が水稻栽培し、自給田として耕作、維持管理、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>※現地確認：積雪のため図面確認可 (高島委員、片桐委員)</p>
高島委員	<p>番号3番の法人は、農地を資材置き場として利用しているような形跡を認識しています。現状について、どのように把握していますか。</p>
秋山次長	<p>ご指摘のとおり、事務局でも承知しており、これまでも指導・注意喚起を行ってきました。これを機に担い手法人としての責務を果たす上でも、コンプライアンス遵守を適切に行うよう重ねて指導していきます。</p>
議長	<p>そのほか意見・質問等ありませんか。</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」番号2番から8番の7件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは25頁をご覧ください。</p> <p>番号2番は、中門前1丁目地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。27頁に位置図、28頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のマンションに居住していますが、結婚し、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であり、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p>

工期は、許可日から令和 7 年 12 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 269 m<sup>2</sup>、所要面積が実測で 315.28 m<sup>2</sup>（田 269 m<sup>2</sup>、宅地 46.28 m<sup>2</sup>）建築面積 135.39 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 42.94%となり支障ありません。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

次に番号 3 番は、大字三ツ橋新田地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。

29 頁に位置図、30 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内のアパートに居住していますが、子供が成長し、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

こちら第 2 種農地に該当し、転用可能であります。

工期は、許可日から令和 7 年 9 月 30 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟、申請面積 302 m<sup>2</sup>、所要面積が 302 m<sup>2</sup>（田 302 m<sup>2</sup>）建築面積 87.61 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 29.01%となり支障ありません。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

次に番号 4 番は、大字東稲塚新田地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。

31 頁に位置図、32 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、祖父が所有する申請農地を使用貸借し、住宅を建築するものです。

こちらの農地も農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。

工期は、許可日から令和 7 年 7 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟、申請面積 324 m<sup>2</sup>、所要面積が実測で 324.6 m<sup>2</sup>（田 324.6 m<sup>2</sup>）建築面積 119.01 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 36.66%となり支障ありません。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

次に番号 5 番は、大字横曾根の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。

33 頁に位置図、34 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

こちらの農地も、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。

工期は、令和 7 年 5 月 20 日から令和 7 年 9 月 30 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟、申請面積 510 m<sup>2</sup>、所要面積が 510 m<sup>2</sup>（畑 510 m<sup>2</sup>）建築面積 138.03 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 27.06%となり支障ありません。

	<p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号 6 番及び 7 番は、中門前 1 丁目の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。</p> <p>35 頁に位置図、36 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、実家近くの申請農地を賃貸借及び使用貸借し、住宅を建築するものです。</p> <p>こちらの農地も第 2 種農地に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 7 年 3 月 10 日から令和 7 年 8 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 138.16 m<sup>2</sup>、所要面積が実測で 204.76 m<sup>2</sup> (田 8.29 m<sup>2</sup>、畑 196.47 m<sup>2</sup>) 建築面積 77.01 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 37.61% となり支障ありません。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>最後に番号 8 番です。</p> <p>大字上野田の農地に、「資材置場及び駐車場」を建設するものです。</p> <p>37 頁に位置図、38 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内で総合建設業を営んでいますが、事業所から離れた場所に資材置場を借りており、賃料がかかることと利便性が悪いことから事業所に隣接している申請農地を取得し、資材置場及び駐車場に整備するものです。</p> <p>こちらの農地は、10ha 以上の広がりがある農地であるため、農地区分は第 1 種に該当しますが、事業計画は「資材置場及び駐車場」であり、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため転用は可能です。</p> <p>工期は、令和 7 年 6 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日、土地利用計画は、資材置場及び駐車場で、申請面積 2130 m<sup>2</sup>、所要面積が 2130 m<sup>2</sup> (田 2130 m<sup>2</sup>) 内訳として足場置き 680 m<sup>2</sup>、駐車場 420 m<sup>2</sup>、資材置場 230 m<sup>2</sup>、通路 800 m<sup>2</sup> となり計画は妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt; 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転13件、貸借権設定249件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号319番～340番について事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、39頁をご覧ください。 こちら基盤強化法相対による所有権移転13件です。 こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 番号326番と328番については、受人に所有権移転後、自らが構成員である農業法人に賃貸借するものであります。 関連は次の相対契約の397番と331番です。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定、番号138番から400番の249件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、42頁をご覧ください。 番号138番から、400番までの基盤強化法相対の貸借権設定249件について説明します。 はじめに誤植の修正をお願いいたします。 ページは91頁、番号397をご覧ください。 受人の氏名を修正願います。 申し訳ございません。 引き続き貸借権設定についてご説明いたします。 こちら担い手への農用地利用集積の観点から、貸借権を設定するものであります。</p>

	<p>内訳といたしましては、新規が 125 件、引き続き当該契約を継続する再設定が 124 件となっています。</p> <p>新規案件の中で、まとめて利用権設定の多いものに関しましては中間管理事業による利用権を解約し、新規に「基盤強化法による相對契約」を結ぶものと、「法人の解散」に伴い新規に集積を図るため利用権設定するものであります。</p> <p>その他、再設定につきましては、6 月 30 日までに満了を迎える基盤法相對契約に関し、設定期間を 1 年～20 年に設定し、従前からの基盤法相對契約のまま継続する再設定となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決にはいります。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 57 番から 105 番の 49 件を上程します。</p> <p>はじめに、篠宮委員関連の 97 頁、番号 30 番を除く 22 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、はじめ篠宮委員関連の番号 30 番を除く 22 件について説明します。</p> <p>頁は 93 頁をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p> <p>対象農地は、98 頁以降の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、次に、篠宮委員関連の番号 30 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する篠宮委員は、退席をお願いします。</p> <p>(篠宮委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、篠宮委員関連の 30 番でございます。</p> <p>ページは 97 頁をご覧ください。</p> <p>こちら先ほどと同様、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p> <p>対象農地は、110 ページに記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 30 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、篠宮委員の退席を解除します。</p> <p>(篠宮委員 復席)</p>
議長	<p>篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（中郷区駐在室分の議案）</b></p> <p><b>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番から 7106 番の 6 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番から 7106 番までの 6 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>番号 7101 番から 7105 番は、受人の労力不足により解約するものです。</p> <p>全て他者へ貸付予定であります。</p> <p>番号 7106 番は、期間の変更に伴う契約更新のため、一旦解約するものです。</p> <p>同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、6 件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 31 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 30 件、使用貸借権 1 件の概略を説明します。</p> <p>先程、合意解約にて説明しました期間の変更に伴って、一旦解約した後、新たに貸借権設定を行うものが 1 件、これまでの耕作者の労力不足に伴い新たな耕作者により新規に貸借権設定を行うものが 5 件、新規に契約を行うものが 7 件、契約期間満了に伴い引き続き再設定を行うものが 18 件です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 丸山</p>	<p>9頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号7101番の1件について説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>対象農地は、10頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(板倉区駐在室分の議案)</b> <b>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</b></p>
議長	<p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番から 7502 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮尾	<p>それでは、1 頁をご覧ください。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、2 件説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 2 件とも、自宅から遠方で耕作できないため、該当地の隣地で畑作をしている譲受人が、一体的に耕作するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた板倉区の農業委員から補足説明をお願いします。 22 番 飯塚委員をお願いします。</p>
飯塚委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;  議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 27 件を上程します。  事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 宮尾</p>	<p>それでは、2 頁をご覧ください。  貸借権設定、番号 7516 番から 7542 番の 27 件について説明します。  すべての案件とも再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。  改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。  私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。  議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。  議案第 2 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;  続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 5 件を上程します。  事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 宮尾</p>	<p>それでは、8 頁をご覧ください。  議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 7515 番から 7519 番の 5 件について説明します。  この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。  こちらの対象農地は、10 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。  改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。  私からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(清里区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号8101番から8106番の6件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番から8106番の6件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した6件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、中間管理機構への貸付が2件、他者への貸付が2件、他者への売却が2件となっています。</p> <p>関連案件は備考に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、6件を承認します。</p> <p><b>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</b></p>
議長	<p>次に議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8101件番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(清里区) 中条</p>	<p>3 頁をご覧ください。</p> <p>3 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8101 番の 1 件を説明します。</p> <p>番号 8101 番の譲受人は、以前から農業に携わっていましたが、僅かですが畑の耕作を増やすべく、自宅周辺の当該地を購入することとなりました。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>巻末の別紙「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>次に議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 20 件を上程します。</p> <p>はじめに所有権移転 1 件について事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 中条</p>	<p>4 頁をご覧ください。</p> <p>所有権移転、番号 8117 番の 1 件について説明します。</p> <p>担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定 20 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	5 頁をご覧ください。 貸借権設定、番号 8101 番から 8121 番の 20 件について説明します。 番号 8112 番と 8115 番は、労力不足により新たな借り手が耕作するもので、それ以外は再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を上程いたします。
(清里区) 中条	10 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9513番から9521番の9件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9513番から9521番までの9件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した9件は、すべて合意による解約です。</p> <p>内訳としては、他者へ貸付が5件、期間の変更に伴う契約更新のため、一旦解約するものが4件です。</p> <p>同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、9件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定44件を上程します。</p>

	<p>はじめに、松本委員関連の 7 項、番号 9611 番から番号 9616 番と 11 項、番号 9630 番と番号 9631 番の 8 件を除く 36 件について事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」44 件のうち、松本委員関連の番号 9611 番から 9616 番と 9630 番、9631 番の 8 件を除く貸借権設定 36 件の概略を説明します。</p> <p>先程、合意解約にて説明しました期間の変更に伴って、一旦解約した後、新たに貸借権設定を行うものが 4 件、これまでの耕作者の労力不足に伴い新たな耕作者により新規に貸借権設定を行うものが 5 件、新規に契約を行うものが 13 件、契約期間満了に伴い引き続き再設定を行うものが 14 件です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、次に、松本委員関連の番号 9611 番から 9616 番と 9630 番、9631 番の 8 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する松本委員は、退席をお願いします。</p> <p>(松本委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>松本委員関連の 7 項、番号 9611 番から 9616 番と 11 項、9630 番、9631 番の 8 件の概略を説明します。</p> <p>8 件の内、新規に契約を行うものが 6 件、2 件が契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号 9611 番から 9616 番と 9630 番、9631 番の 8 件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、松本委員の退席を解除します。</p> <p>(松本委員 復席)</p>
議長	<p>松本委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt; その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>